



CONTENTS

I Farewell

- | | | |
|-------------------|-------|---|
| 退職を迎えてー立命館生活 50 年 | 吉田美喜夫 | 2 |
|-------------------|-------|---|

II Sabbatical

- | | | |
|--------------------|-------|----|
| ロンドン大学キングス・カレッジ滞在記 | 小松 浩 | 6 |
| 欧州の小国の片田舎で | 田原 憲和 | 8 |
| 自己責任と自己決定の国 | 中谷 崇 | 10 |
| フライブルクで中国刑法学の源流を探す | 松宮 孝明 | 12 |
| トラブル・ブション・ストライキ! | 山田 希 | 14 |

III Academic Activities

- | | | |
|-------------------------------|-------|----|
| 憲法理論研究会春季研究総会での報告 | 植松 健一 | 16 |
| 第 83 回日本公法学会総会報告「日本法における比例原則」 | 須藤 陽子 | 18 |
| 私法学会での報告を終えて | 平野 哲郎 | 20 |
| 日本私法学会シンポジウム（商法分野）での報告を終えて | 村田 敏一 | 22 |

IV Presentation

- | | | |
|--|-------|----|
| EMSI 第 3 回年次大会での研究発表を終えて | 西村めぐみ | 24 |
| 海外講演報告 | 山本 圭 | 26 |
| 第 13 回 European Policy for Intellectual Property
での個別報告を終えて | 畑中 麻子 | 28 |

V My Book

- | | | |
|--------------------------------------|-------|----|
| 『ルクセンブルク語分類単語集』(大学書林、2018 年) から広がる世界 | 田原 憲和 | 30 |
| 『過料と不文の原則』(法律文化社、2018 年) | 須藤 陽子 | 32 |
| 『日米安保体制史』(岩波書店、2018 年) を刊行して | 吉次 公介 | 34 |

VI Ceremony

- | | | |
|-------------------------|-------|----|
| 第 13 回平井嘉一郎研究奨励賞・ | | |
| 第 2 回平井嘉一郎海外研究者支援奨励賞授与式 | 宮井 雅明 | 36 |
| 第 16 回天野和夫賞授与式 | 宮井 雅明 | 37 |

VII Study Group

- | | | |
|-----|--|----|
| 研究会 | | 38 |
|-----|--|----|

退職記念

Farewell

退職を迎えて—立命館生活 50 年

吉田 美喜夫 YOSHIDA Mikio

(1) 入学以来 50 年

これまでの多くの同僚と同じように、私も定年を迎えることになった。1968年に立命館大学法学部に入学し、50年後に法学部の教員として定年を迎えることになるとは思ってなかった。通常であれば、4年前に「ニューズレター」のために「退職を迎えて」という表題で小文を書いていたはずである。しかし、思いがけず定年の年に総長を務めることになり、その間、定年が延長されたことから執筆が遅れた。4年前、慣例に従い、立命館法学の退職記念論文集が編集されていたのだが、私の退職がなくなったので、当時の竹濱学部長のアイデアで、「特別記念論文集」という背表紙の立命館法学が発行された。それから4年が経過した。総長を務めた4年間は、風邪をひく間もないほど密度が濃く、10年分の時間のように感じた。それをここで振り返ることは、紙数の都合上、難しい。また、教員としては34年間、立命館で過ごしてきたわけだが、法学部に来る前、産業社会学部に9年間所属した。そして、法科大学院が設立されて以後、いわゆるダブルカウント教員として、法学部と法科大学院の両方に所属した。これらに話を及ぼすことも本稿では諦めざるを得ない。そこで、法学部での仕事を中心に、教育、研究、行政に分けて、簡単に述べさせていただくことにする。

(2) 教育活動

教育の面で言えば、法学部はもとより、他学部、附属校で、主として労働法の講義を担当してきた。1985年以降、労働法の分野で



は、それまでの「労働三法」の時代とは違って、次々と新しい法律が制定され、また、労働事件の裁判例も増加した。これらに対応するため、講義の準備は大変であった。立法が行なわれるたびに法律の解説をする学習会にも呼ばれた。

教育には情熱を注いできたつもりであるが、その際にいつも念頭においていたのは、法学部に入学したときに基礎演習の担当教員であった荒川重勝先生のことである（2017年に亡くなられた）。先生の講義が学生に感銘を与えていたことを物語るエピソードを思い出す。400人くらいの受講生を前に物権法の講義をされていたが、ある時、やや太り気味の先生は、暑い暑いと口にしながらか黑板全体を用い、教壇を行ったり来たりするという、

今で言うパフォーマンスいっぱいの講義をされた。すると次の週の講義の時、受講生の誰かは判らないが、先生が教室に入ってこられる前に、教卓の上に、冷えたキリンレモンを置いた学生がいた。当時、キリンレモンは高価な飲み物であった。教育熱心な先生に心からのプレゼントをする学生がいたことに受講生の一人として私も心を動かされたが、先生も感激され、それを飲みながら講義をされた。私は、このような先生の教育への情熱を法学部は継承して欲しいと思う。人を育てるという仕事は、人格のぶつかり合いである。教育の過程で、学生がどのような教師と出会うかは、その人生に大きな影響を与えることを忘れてはならない。

(3) 研究活動

研究面では、日本の労働法全般に関心を持ってきたが、とくに非正規雇用や深夜労働の法的問題を重視した。また、院生時代以来、ドイツ法を勉強してきたが、40歳台半ばか

らタイ労働法を勉強することにした。きっかけは1988年の国際関係学部の新設である。創設に当たり法学部から移籍された斉藤武先生から、国際研究プロジェクトへの参加を呼びかけられ、メンバーに加えてもらったのが契機である。そうしてタイ労働法と出会ったのだが、見たことも無い文字のタイ語の文献を相手にすることは、未知のものを明らかにするという研究の面白さがあった。タイ労働法の研究が、結果として博士論文になったわけであるから、人生は何がきっかけで岐路に出会うか判らない。50の手習いに近い話であるが、何とかタイ語を解読できるようにならねばと苦労したことも懐かしい思い出である。タイ労働法に取り組む過程で得られたネットワークのおかげで、タイ最高裁判所の要請で裁判官研修を本学法学部で実施することになり、学部の同僚の皆さんに、ご尽力いただいた。なお、弁護士実務にも4年間、挑戦した。半年間の在外研究（国内）の時期





と弁護士登録の時期を一致させて、法学部の卒業生弁護士の指導の下で実務修習をした。この実務経験は、その後、授業の中で活かすことができた。

(4) 学内行政

学内での行政役職としては、調査企画室長（現在の総合企画室長）や図書館長としての仕事が記憶に残っている。これらでは、職員の皆さんと一緒に仕事をするスタイルだったので、昼ごはんと一緒に食べたりする機会が多く、そこでの談論は楽しかった。また、平井信子様から図書館のご寄付をいただく際には、その中身作りのため、新しい図書館の潮流となっていたラーニングcommonsの先進例を学ぶため、ハーバード大学をはじめとするアメリカ東部の大学図書館に視察に行った。モーテルに宿泊するような経費を抑えた出張

であったが、教職協働の実践の機会に職員の皆さんの外交能力の高さを知ることができた。

法学部の教学に行政職として多少貢献できたと思う例を二つ挙げておきたい。

一つは、法務実習の実現である。私が調査委員長（今の教学担当副学部長）だった97年度から始めた。背景事情は、旧司法試験の時代であったが、合格者の激減である。それまで毎年、合格者が10人前後出ていたのに、1人、2人という事態を迎えた。卒業生の弁護士の皆さんから法学部の教育への懸念が表明され、学部としても対策を講じる必要を感じた。合格者を得ようとすれば、司法試験という困難に立ち向かう学生を増やすことが前提となる。そのためには、弁護士をはじめとする法律実務家の面白さを体験してもらうの

が一番効果的であると考えた。そこで立命館法曹会と一緒に、まったくのボランティアな立場で法律事務所に学生を受け入れてもらうプログラムを始めた。また、引き続き司法書士事務所の実習も加えられた。担当弁護士・司法書士の先生の交代は当然あるわけだが、プログラム自体は20年以上にわたって継続され、司法試験にチャレンジする学生を育てる機会になったと思う。

もう一つは、法学部長のとき、法学部同窓会の終身会費制を決断したことである。元々、卒業するときに年会費を払ってもらっていたのだが、必ずしも全員が納入するわけでもなく、ましてや卒業してからも納入を続けてくれる人はわずかしかなかった。そのため、同窓会は財政的に貧弱で、それに制約されて活動も十分なことができていなかった。そこで、卒業時に卒業生全員に終身会費を払って

もらい、相当額の財政基盤を確立していただくことにした。その結果、活動も活発化され、同窓会の存在が見えてきた。終身ということになれば、当然、同窓会も重い責任を負うことになる。幸い毎年、熱心な活動が展開され、2019年には創立20周年を迎え、東京・帝国ホテルで総会が開催されることになった。大学全体では校友会があるが、学部ごとのきめ細かい活動が全体を支えることになる。大学が厳しい環境を迎える今後を考えると、卒業生からの支援は大事である。学部としても同窓会活動を重視していただきたい。

言い足りない思いもあるが、最後に、これまでの皆さんのご厚誼に感謝したい。

(よしだ みきお・労働法)



Sabbatical

外留報告

ロンドン大学キングス・カレッジ滞在記

小松 浩 KOMATSU Hiroshi

2018年3月より6か月間、イギリス、ロンドン大学キングス・カレッジ (King's College London, KCL) において在外研究の機会をいただいた。在外研究を認めていただいた法学部・法科大学院の皆さんにまずもって感謝申し上げたい。ロンドンでの在外研究は実に23年ぶりで、大変刺激的な6か月間であった。

ロンドン大学キングス・カレッジは、1828年に設立され、イングランドで有数の歴史を有するカレッジで、法学部は1831年に創設されている。法学部はストランド (Strand) キャンパスにあり、建物はサマセット・ハウス (Somerset House) と呼ばれ、サマセット公の元宮殿で歴史的建造物である。美術館なども併設されており、旅行ガイドブックにも掲載されている観光名所でもある。キャンパスはテムズ川の畔に位置し、近隣には、王立裁判所や、ミドルテンプレ (Middle Temple)、インナーテンプレ (Inner Temple) などの4大法学院がある。また、少し足をのばせば、首相官邸、国会議事堂、最高裁判所もあり、まさに憲法学を研究するにふさわしい場所である。

受け入れ教員は、K・ユーイング (Ewing) 先生で、先生はイギリスを代表する憲法学者で、最もポピュラーな憲法・行政法の教科書 (Constitutional and Administrative Law, Pearson) の編者の一人である。今回の受け入れに当たっては、ユーイング先生から「KCLでの在外研究を希望する研究者は多数で、競争が激しく、教授会を通すに

は英語の論文があるとよい」との「ありがたい」アドバイスをいただき、論文を執筆することとなった。23年前は、ロンドン大学高等法律研究所 (Institute of Advanced Legal Studies, IALS) での受け入れで、その時はこうしたオブリゲーションはなかったが、キングス・カレッジの人気の高さと、昨今の大学を取り巻く環境の厳しさからか、今回は執筆する必要があった。論文 (‘First past the post’ and the Decline of Japanese Democracy) は、King's Law Journal, Vol. 28, No. 2, 2017に、何と巻頭論文として掲載していただき、受け入れが決まった。

住まいは、リージェンツ・パークの北に位置するアビー・ロード (Abbey Road) の横断歩道の真ん前のフラットを借りた。アビー・ロードは、ビートルズのレコードジャケットで有名な横断報道がある場所で、ここもガイドブックに載っている観光名所である。大学まではドア・トゥー・ドアで30分程度で、通学にも至便であった。



アビー・ロードの横断歩道



ロンドン大学キングス・カレッジ

滞在した時期は、ちょうど、EU 離脱をめぐるイギリスが混乱状況にある真っ只中で、国会前では連日のように離脱反対派が小規模ながらデモンストレーションを行っていた。研究も、レファレンダム、国民投票の問題を中心に行った。以下その概略を示すことにする。

今や、イギリスでは、議会主権にもかかわらず、EU 離脱、選挙制度改革など重要な憲法問題についてはレファレンダムを実施しなければならない状況にあり、レファレンダムはイギリス憲法の一部を形成しているといえる。そしてこれは、イギリスにおける議会制民主主義の劣化の裏返しで、民意が議会に届いていないことに対する国民のいら立ちが背景にあるといえる。また、レファレンダムは民意反映の重要なルートだといえるが、他方、EU 離脱レファレンダムにみられるように「劇薬」でもあり、熟議を前提にしたものでなければならないといえる。

日本では、憲法改正国民投票運動において、放送におけるコマーシャルは投票日前 1 4 日以降は禁止されるものの、それ以前は全くの自由となっている。すなわち、資金力のある勢力がテレビコマーシャルを買いまくり、有名タレントなどを動員したイメージ操作が行われる恐れがある。5 大商圏で認知率を得る

テレビ CM は、2 週間で 5 億円（本間龍『メディアに操作される憲法改正国民投票』岩波書店、2017 年、26 頁）とされ、資金力の多寡が勝敗を左右する、豊富な資金を有する勢力が圧倒的に有利になる恐れが多分にあるといえる。

これに対し、イギリスでは、2003 年通信法 321 条が放送におけるすべての政治広告を禁止し、2000 年政党・選挙・レファレンダム法 127 条がレファレンダム運動時の放送における政治広告を禁止している。これは、資金力のある政党、団体が広告時間を買取り、民主主義をゆがめることを阻止するとの趣旨である。こうした放送における政治広告の禁止は、イギリスにおける伝統で、禁止に関し、政府、議会、政党、司法において広範なコンセンサスがあるといえる。

さらに、日本の憲法改正国民投票においては、レファレンダム運動費用規制がないが、イギリスにおいては、運動の公平性を担保する趣旨から、厳格な費用規制が導入されており、この点でもきわめて対照的である。日本においても、運動の公平性を担保するため、費用規制の導入が不可欠であるといえよう。

（こまつ ひろし・憲法）

Sabbatical

外留報告

欧州の小国の片田舎で

田原 憲和 *TAHARA Norikazu*

2017年11月から12月までのおよそ2ヶ月間、ルクセンブルク大公国にて在外研究を行う機会に恵まれた。これもひとえに法学部の同僚の皆様のご理解のお蔭である。心より御礼申し上げたい。

この期間中、客員研究員として国立文学センターに在籍していた。以前より折に触れてセンターを訪れていたこともあって、センター長である Claude Conter 氏も快く私の身柄を引き受けてくださった。

この国立文学センターは首都のルクセンブルク市から北におよそ 20km に位置する小さな田舎町、メルシュ市に設置されている。このメルシュ市は緑が豊かであり、落ち着いた静かな町一つまりは田舎である。この田舎町で私が拠点としていたのは、センターの裏庭にある2階建ての住居兼研究室である。毎日のように徒歩0分のセンターに通い、文献調査をしつつ、センターに所属している研究者らと情報交換を行っていた。私が主に研究対象としているのは19世紀のルクセンブルク語成立過程であるが、その分野の第一人者であり元センター長の Roger Muller 氏が前年の2016年に逝去したことから、直接的に私の研究にアドバイスを与えてくれる研究者はいなくなった。それでも、私の研究内容を知った他の研究者らが、参考になるかどうかかわからないけれど、と前置きをしつつも多くの有益な情報を与えてくれた。とりわけ、19世紀後半のアメリカにおけるルクセンブルク語新聞の存在を知ったことは、今後の研究の幅を広げていくためにも非常に有益であった。

メルシュでの研究環境は抜群であったため、ややもすると徒歩5分の郊外型スーパーに出かける時を除き、住居兼研究室とセンターに閉じこもるといったモグラのような生活になりがちである。やはりそういう日々が続くと気が滅入ってくるので、時にはルクセンブルク市まで出て行き、都会の空気を吸っていた。メルシュ駅からルクセンブルク駅、国立図書館、書店、そして旧市街の路地をぶらぶらと歩き、バスで帰るといったお決まりのコースではあったが、これは良い息抜きとなっていた。しかし、今回の訪問からこのルートが少し変わりそうである。私の滞在期間中、ルクセンブルク市民の悲願であった路面電車がルクセンブルク新市街のキルヒベルクに一部開通したのである。また、路面電車と鉄道が交わる位置に新駅が設置された。国立図書館もこの路面電車の沿線に移転が決まっており(なお、現在は停留所名だけが「国立図書館」となっている)、メルシュを拠点とする私にとっては非常に便利になる。キルヒベルクでは国立図書館以外にも多くの近代的な建物が建設中であり、発展する小国のエネルギーを感じる場所でもある。

ルクセンブルクは全般的に物価が高いとされるが、圧倒的に安いものがある。それは公共交通機関である。国内すべての鉄道、バス共通の一日乗車券がわずか4ユーロである(なんと2020年には国内すべての公共交通が無料になるとのこと!)。幸いにもメルシュには鉄道駅があるため、センターや多くの商店も閉まってしまう週末には、この一日乗車券を購入して国内の隅々まで巡り歩いた。い

や、むしろ端っこを目指していたのかもしれない。ルクセンブルク各地の国境の町を訪れ、時には国境に沿った道に立ち、ルクセンブルク側からドイツやフランス、ベルギーに思いを馳せつつ、ルクセンブルクの狭さを実感していた。わざわざ国境まで訪れてなんと酔狂な、と思われるかもしれない。しかし私は端っこが大好きである。ルクセンブルク語の研究を始めたのも、そもそもはドイツ語圏の端っこの研究を追求した結果である。

ところで、私はマニアほどではないが、鉄道が好きである。なかでも盲腸線（本線から分岐し、他のどの路線との接続していない路線）は最高である。盲腸線の末端駅（まさに端っこ中の端っこ！）にはロマンを感じる。欧州最小の国営鉄道とも言われるルクセンブルク国営鉄道には、このような盲腸線が5つも存在している。しかしこのうち南部の3路線が難関である。本数が少なく、行ったら最後で帰ってこられなくなる可能性もあるため、当地を訪れるには綿密な計画が必要であ

る。端っこが大好きと言えど、帰ってくるまでが端っこ探訪の旅である。今回の滞在中には残念ながら南部の3路線を訪れることができなかったが、これは次回のルクセンブルク訪問時の楽しみに取っておこう。

さて、こんな端っこ大好きな私であるが、ルクセンブルク滞在中に1日だけ日本の中心を訪れる機会に恵まれた。ルクセンブルク大公殿下の日本公式訪問に際し、天皇陛下主催で皇居宮殿にて催された宮中晩餐に私も招待されたのだ。だが宮中晩餐の様子については本題から外れるため、ここでは富士山アイスが絶品だったという感想を述べるにとどめておきたい。この時は宮中晩餐参加のみが目的であったため、国内滞在24時間以下という弾丸ツアーのような慌ただしさであった。それでも、私にとっては非常に稀な、そして素晴らしい経験となった。ルクセンブルクに戻ってからは、田原という人物は実は高名な研究者だったんだ、という大いなる誤解を解くのに苦労したのだが。

（たはら のりかず・社会言語学、ドイツ語）



住居兼研究室（正面）とルクセンブルク文学センター（右側）



メルシュ城（現在は市庁舎として用いられている）



大型スーパーのレジ
（レジ係の対応可能な言語が国旗にて示されている）

Sabbatical

外留報告

自己責任と自己決定の国

中谷 崇 NAKAYA Takashi

ありがたいことに1年半の間ドイツのマルブルク大学で研究をさせていただく機会を得ました。ドイツでの研究生生活の中で気がついたこと、面白いな、と思ったことを徒然なるままに書いていこうと思います。

マルブルクはフランクフルトから北に電車で1時間ほどのところにある小さな大学街です。日本ではあまり知られていない街ですが、古い町並みが残る長閑なところですよ。

マルブルク大学出身の有名人にはグリム兄弟がいます。グリム童話が日本でも有名ですが、実は、大学時代は法学を学んでいて、フリードリヒ・カール・フォン・サヴィニーという有名な法学者に師事していました。

サヴィニーなんて（失礼）山川の世界史の教科書で軽く一言「歴史法学派」だと触れられている程度で一般には全然なじみがないと思いますが、自分は大学院生のころサヴィニーの『現代ローマ法体系』を四苦八苦しながら読んでいた経験があるので、思い入れがありました。サヴィニーの出身大学でもあるマルブルクにはさぞサヴィニーにまつわるあれやこれやがあるのだろうと期待していたのですが、まったくの期待外れでした。

がっかり譚を二つ。サヴィニーが当時住んでいた家が今でも残っているとのことで、ワクワクして見学に行ったのですが、何のことはないただの一軒家で、見学するようなところは何もありませんでした。しかも外壁には落書きがされている始末（ちなみにドイツでは落書きが非常に多い）。もう一つは、あまり知られていないこと。法学部の学生に聞いて



マルクトプラッツ ↑
サヴィニーの家 →

ても助手さんに聞いても、「サヴィニー？あぁ名前は知ってるよ。」という程度。彼の著作だとか業績について知っているという人には一人も出会えませんでした（教授を除く）。まあ、日本が好きな外国人の方が日本人よりも日本のマニアックな歴史に詳しいということが往々にしてあるので、それと同じことだ、ということで自分を納得させました。

いくつかの民法の講義を聴講しました。ドイツでは日本と違い法学部を出た人の大半が法曹になるので、さぞ学生は真面目に勉強しているのだろう、と思っていました。ところがどっこい、大教室の後ろの方で小声で雑談している学生、スマホをいじっている学生、ラップトップでSNSをやっている学生 etc...。連休前や雨の日には出席者が目に見えて減る。日本でも見られるような現象です。まあ学生というのは古今東西そういうものなのでしょう。自分も勤勉な学生では決し

てありませんでしたし。ただし、日本の学生と決定的に違うところもありました。それは「内職」をしていても講義を聞いていないわけではないことです。ある講義を聴講していたところ、自分の左前の学生が講義が始まっているにも関わらず、パンを食っている。「外で食えろよな」と思っていたその時、その学生がパンを食べる手を止めて挙手をして教授に質問をし始めました。しかも割りとちゃんとした。これはどの学生も一緒におしゃべりをしていても教授に発言を求められると割りとちゃんとした答えをする。どこか意欲的な学生は自分から積極的に挙手をして質問をします。よくよく見ると内職をしている学生はいても寝ている学生がいません。講義にきて寝るくらいなら来ないということでしょうか。こういった違いはなぜなんだろうな、と疑問に思っていたところ、現地で結婚している日本人女性に聞いた話が大変興味深かったです。ドイツでは幼稚園時代から既に「今日は外で遊びたいか、中で遊びたいか」という決断を迫られ、自己決定の精神を叩き込まれるそうです。それによって自分の意見をはっきり言うようになるんだとか。翻って、団体行動や統率を重んじる日本の教育を受けた日本の学生が、周りに合わせる重要さを悟り、さらに人前で意見を言うことに消極的になるのは自然なことなのだな、講義中に質問しても学生が答えないことを責めてはいけな、と思いました。

マールブルクには切り立った丘の上に城があり、観光客がよく訪れています。頂上には落下防止の壁があるのですが、壁が低くまた壁の上に腰掛けることができます。その壁の上で足を投げ出して腰掛けている観光客をよく見かけたのですが、非常に危ない。ちょっと間違えば3メートル下に落下。日本だったら行政なり管理者なりがフェンスを作って安全対策するだろうな、と思っていました。あるとき受け入れ教授に「なぜフェンスを作らないんでしょうか。腰掛けてる人が落下してけがしたら危ないでしょうに」と聞くと、「明らかに危険だとわかるから、そんなことする人間が悪い」「落ちて自己責任である」と言っておられた。教授がどこまで本気で言ったのか分かりませんが、自分が好きにやったことには自分で責任を取るべきなんだ、と言われているような気がしました。錯誤かもしれませんが。

こうして振り返ってみると、ドイツの人々は普段の行動に自己決定・自己責任が徹底しているのだな、と感じました。民法の世界ではよく「自己決定」、「自己責任」という言葉が出てきます。日本でも使われますが、ドイツでのそれは字面からだけでは理解できない幽玄さがあって、それを理解するには文化的・社会的なことも知る必要があるのかもしれない。そんな初歩的なことを実感した1年半でした。

(なかや たかし・民法)



講義前の風景



マールブルク城



壁に腰かける旅人

Sabbatical

外留報告

フライブルクで中国刑法学の源流を探す

松宮 孝明 MATSUMIYA Takaaki

「刑法における犯罪体系論」というテーマを携えてドイツ・フライブルクの駅に降り立ったのが2018年4月1日の午後6時、借家の家主さんに車で迎えてもらい入った部屋は80平方メートル。ペットの事情で単身赴任だったため、ここで5カ月ほど、贅沢な独身生活を送りました。

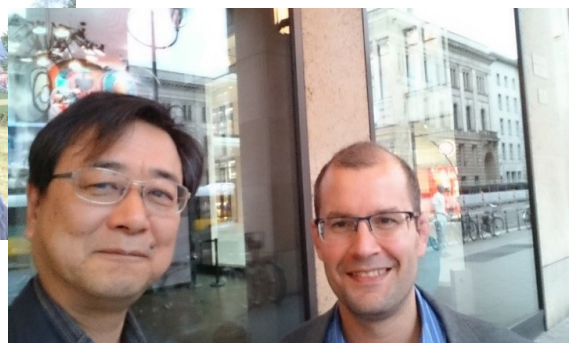
フライブルク大学でも、受入先のパブリク教授（写真1）の刑法研究所の中に一室をもらい優雅な研究環境を確保（彼とは、1992年の最初の留学の際に知り合っていたことが、ここで効きました）。そこで研究テーマに取り組むわけですが、まずは、リスト以来の三段階体系（代表的なのは、犯罪を「構成要件」「違法性」「責任」の三段階に分ける体系）に異を唱えるパブリクに敬意を表して、彼の見解を『刑法における市民の不法』（2012年刊）を通じて勉強。加えて、彼の師である

ヤコブス教授の『刑法的帰属の体系』（2012年刊）を読破（いずれも、立命館や関大の教員・院生によって日本語での出版が予定されています）。その上で、彼らが再評価する「刑法におけるヘーゲル学派」の体系論を、ベルナーの教科書（初版1857年）を通じて勉強していました。

ところが、今回の留学では、メール等を通じて後期課程に在学中の孫君の研究指導もしなければならなかったものですから、中国の刑法体系のルーツを探るという作業も同時並行でしていたのです。その成果は、彼の博士論文に結実しましたが、驚いたことには、中国を通じて入手したソビエト刑法学の教科書やロシア帝国時代の体系書に採用されている体系が、そのルーツを遡ると、まさにそのベルナーの教科書に淵源を有する可能性が出てきたのです。



<写真1>



<写真2>



<写真3>

そこで、孫君と情報を交換し合い。また、上田寛先生等による日本でのソビエト刑法研究の蓄積とも付き合わせて中国刑法の体系論を分析したところ、「客観」「客観的側面」「主観」「主観的側面」という要素から成る犯罪体系（4要件体系）は、もちろんいくらかの変遷を経てですが、「主体」「客体」「手段」「行為」から成るベルナーないしケストリンらのヘーゲル学派の体系にまで遡ることが分かった次第です。つまり、ドイツや日本とは全く異なった体系だと思っていたソビエトや中国の体系は、実のところ、リスト以前のドイツの体系をルーツとするものであったということです。

この結論は、ドイツの刑法学者をも驚かせました。渡独前からフンボルト大学のグレコ教授（写真2）に彼のゼミナールでの講演を頼まれていたので、7月12日にベルリンでこの成果を話したところ、彼は大いに関心を寄せてくれました。また、パブリクは、自分の見解が中国の伝統派の理論から親近感を持たれていることを不思議に感じていたようなので、この話を聞くと「それで合点がいった。ドイツの理論が中国にまで影響を与えていたことはとても意義深い。」と述べて、ドイツの専門誌に投稿を勧めてくれました（問題は、

そのための原稿の調整が、帰国後の雑務に追われて、まだできていないことにあります）。

この相互作用により、孫君の学位論文も大変独創的なものになりましたが、私の研究も大変幅が広がったと感じております。目下の関心は、それではなぜ、「主体」「客体」といった要素の体系が、リスト以降、段階的な体系に取って代わられたのかを明らかにすることにあります。そのためには、リスト刑法学の狙いを再度明らかにすることと、彼の予防刑論と現代ドイツの「刑罰」と「処分」の「二元主義」との関係、そして、犯罪体系論はそもそも何のためにあるのかを明らかにしていくことが必要であると感じています。

いずれにしても今回の留学は、5月末に日本刑法学会および本学で講演をしてもらったミュンヘン大学のザッツガー教授（写真3）とも、またフライブルク大学のフリッシュ教授、本学客員教授であったエーザー教授とも現地で旧交を温めるなど、大変意義深いものになりました。この機会をいただきましたことに、この場を借りて御礼申し上げます。

（まつみや たかあき・刑法）

Sabbatical

外留報告

トラブル・ブション・ストライキ！

山田 希 YAMADA Nozomi

昨年の9月末から1年間、在外研究のためにフランス第2の都市リヨンに滞在しました。現地でお世話になったのは、「東アジア研究所」という、東・東南アジアを対象とした人文・社会科学の専門家が20名ほど所属している機関です。1992年に設立されたこの研究所の運営には、3つの高等教育機関（リヨン高等師範学校、リヨン政治学院、リヨン第2大学）と国立科学研究所が携わっています。現在の所長のベアトリス・ジャリュゾー先生は、東京大学で3年間、日本の法制度の研究をしたご経験のある才媛で、日仏比較法研究のご著書（仏語）も2冊刊行されています。研究所には日本を研究対象とするメンバーが4名いるのですが、彼女のほかには、日本の植民地政策などの研究をしている（超繊細な性格で天才肌の）アルノー・ナンタ先生（とその奥様）が、とくに親しくしてくださいました。

在外研究中は週に2回、リヨン第3大学の講義にも出席し、学生気分を満喫しました。講義を担当しておられたのは、担保法や医事法がご専門のちょっぴりお茶目なオリビエ・グー先生です。ちなみにリヨン大学（Université de Lyon）は、日本の法学研究者の間では民法起草者の梅や富井の留学した大学として知られていますが、彼らが留学したのはその前身の1つ、リヨン法科大学（Faculté de droit de Lyon）です。リヨン大学の創立は1896年で、いわゆる5月危機（1968年に起きた、学生運動に端を発する大規模な民衆蜂起）を契機とする大学改革により、理系の第1大学と文系の第2大学に分

けられました。1973年にはイデオロギー的な対立から第2大学と第3大学が分裂することになりますが、対立的な雰囲気は、現在では（完全にではないにせよ）かなり解消されていると感じました。

平日は研究所や大学に真面目に通う毎日でしたが、休日にはリヨンの街（主に旧市街）のあちこちを散策しました。なかでもフルヴィエールの丘にある古代ローマ遺跡（屋外の半円形劇場）や大聖堂には、アパルトマンから徒歩10分の距離だったこともあり、しょっちゅう足を運びました。この丘の上からは、赤い屋根の広がる旧市街の町並み（ユネスコの世界遺産）を見下ろすことができますし、よく晴れた日には名峰モンブランの美しい姿を拝むこともできます。市内を流れるソーヌ川とローヌ川の川岸や広大な面積を誇るテッド・ドール公園も、お気に入りの散歩コースでした。

旧市街を歩いていると、建物の中を通る迷路のような路地がいくつか目に留まります。トラブルといわれるこれらの路地は、リヨンの主要産品であった絹織物を濡らさずに出荷したりデザインの盗用を防いだりするために作られたもので、第2次世界大戦中はレジスタンス活動にも利用されていたとのこと。途中には美しい装飾の施された階段や中庭があり歴史的な価値も高いらしいのですが、子供のころに弟と二人で「秘密基地」なるものを作って遊んでいた私には、どこに出るかわからないというスリルのほうが、むしろ刺激的でした。

リヨンが絹織物の一大産地だったのは19

世紀半ばまでのことですが、当時、絹職人たちに食事を提供していたのがブションです。いまでは美食の街リヨンを代表する存在となったこの庶民的な食堂は、もともとは上流階級の家庭に料理人として雇われていた貧しい出自の女性たちが、革命の影響で職を失って始めたものようです。これは余談ですが、フランス料理界の巨匠として世界に名を馳せるポール・ボキューズ（2018年に91歳で他界）も、駆け出しのころはブションで修行を積んだのだとか。リヨンにはたくさんのブションがありますが、その中でもとくに人気の高い「ダニエル・エ・ドゥニズ」には、医療過誤紛争の調査でリヨンを訪れていた平野哲郎さん、渡辺千原さんと一緒に行ってきました。2009年の世界チャンピオンに輝いたという「パテ・アンクルート」（お肉のパテをパイ生地で包みオープンでこんがり焼き上げたもの）を始め、リヨンの郷土料理に舌鼓を打ちました。



トラブールの入り口。
中は迷路のようになっている。



ブションの目印は楕円形の認定マーク。

そんなこんなでリヨンに1年間住んでみて、私はすっかりこの地が気に入ってしまいました。生まれてこの方、名古屋で暮らしたことしかありませんので、まさに第2の故郷ができたような気分です。リヨンっ子のアイデンティティは、アンチ・パリジアニスム（反パリ中心主義）にあるのだそうですが、洗練された都会のパリとは違い、どこか田舎の空気が漂う温かみのある雰囲気が自分には合っていたようです。

もっとも、リヨンもフランスだと思うのは、市民がデモやストライキによる意思表示をするのにまったく躊躇のないところです。最近でもジレジョーヌ（黄色いベスト）のデモが話題になっていますが、己の権利は己で勝ち取るべきだとする思考が遺伝子レベルで染みついているに違いありません。第2大学のバリケードによる封鎖や国鉄のストライキには泣かされましたが、フランス人の逞しさを肌で感じた1年でもありました。

（やまだ のぞみ・民法）

Academic
Activities

学会発表報告

憲法理論研究会春季研究総会での報告

植松 健一 UEMATSU Kenichi

2018年5月13日に中央大学後楽園キャンパスで、憲法理論研究会の春季研究総会が開催されました。そこにおいて、「民主政のデザインー政治プロセスにおける『解散権』の位置」というタイトルでの報告の機会を頂いたので、その概要を紹介させていただきます。

憲法理論研究会は、1964年の創設以降、「総合的で科学的な憲法理論の創造」や「世代を超えた自由で学問的な交流と協力の促進」などを目的とし、月例会やシンポジウムの開催、叢書の刊行などを行う学術団体で、現在の会員数は約350名です（初代代表は、終戦直後の民間憲法案で知られる「憲法研究会」の中心メンバーでもあった鈴木安蔵）。

今年度の総会テーマは、「立憲主義の挑戦ー憲法のデザイン」。漠としたテーマですが、日本国憲法の「制度設計」について理論や現実を踏まえながら諸領域ごとに再検証する企画だと、報告担当者として理解しています。米国などにおける比較憲法学への関心の高まりも、「憲法のデザイン」を議題とすることの誘因になっているようです。4本の報告枠には、「憲法パトリオティズム」（斎藤一久）、「婚姻・家族」（齊藤笑美子）、「司法権・違憲審査制」（宋戸常寿）、そして「議会政」（植松）が割り当てられました。

多くの論点をもつ「議会政」の分野のうち、とくに衆議院解散に焦点を当てよというのが運営委員会側からの注文だったのですが、近年の日本での解散の運用（「アベノミクス解

散」や「国難突破解散」）に対する世論の批判や、英国での解散権制限の動向を背景にして、学説の再検討の必要性が学界で意識されてきたことの表れといえるでしょう。

衆議院解散に関する従来の憲法学の有力な考え方は、内閣の裁量解散を——その論拠は憲法7条説、議院内閣制の本質説などに分かれますが——合憲と解した上で、しかし憲法習律による一定の運用上の限界を設定することで、内閣による恣意的な解散の行使に歯止めをかけるというものです。従前より私は、このようなアプローチには解釈上・実践上の難点があると考えていましたので、今回の報告を機会に自分の考えを整理し、実務・学説への批判的言説を提供してみようと考えました。また、近年の憲法政策論・立法政策論の中で主張されている解散権制限の諸構想に対しても、その意義と課題を指摘しました。

とくに今回の私の報告では、憲法が定める衆議院の任期の固定的な運用の重要性を強調しました。私が提案したのは、内閣による裁量解散——これは本来は違憲だと解されます——はもちろんのこと、衆議院による実質的な自律解散——この手法は憲法69条の手続を与野党合意で用いれば憲法上可能です——さえも原則として封印し、4年間の任期をまっとうさせるという途です。解散総選挙を（与党分裂による本来の意味での内閣不信任案可決という例外的事態は別として）封印することで、総選挙における「民意」の定点的確認機能の向上と、野党による政府への監視・

批判機能の回復がむしろ期待できると考えたからです。とくに実証的観点からの論拠を十分に準備する時間が足りず、立論の脆弱さも自覚していましたが、ともかくも論争誘発を期してのチャレンジでした。やはりというべきか、報告後の質疑でいくつか的確な批判も頂戴することになり、これらの点は今後の私の研究の宿題となりました。それでも質疑応答全体の様子からみる限りは、少なくとも安倍政権下の恣意的な解散運用への危機感と学説のヴァージョンアップの必要性という点においては、私の問題意識は多くの会員に共有されていたように思われます。きわめて拙い報告ですが、学界への一石（の1つ）にはなったのではないのでしょうか。

研究総会の報告は、月例会や合宿研究会の報告と併せて、毎年発行される憲法理論叢書（敬文堂）に活字化されています。私の報告も、『岐路に立つ立憲主義』（2018年10月）に収められています（植松健一「政治プロセスにおける衆議院解散の位置」同書31頁以

下）。関心のある方は、ご一読いただければ幸いです。

なお、今回の報告には、2016年出版の山本龍彦ほか編『憲法判例からみる日本』（日本評論社）という書において、法学部の同僚・小堀眞裕教授との連名で分担執筆を担当した際の学問的成果も反映されています。同書は憲法学と他分野の研究者とのコラボにより著名な憲法判例の再読を試みる学生向けの企画ですが、その第12章「日本の解散権は自由すぎる!？」において、小堀先生と私は苦米地事件最高裁判決（1960年）とそれをめぐる学説を取り上げて、政治学と憲法学の双方から検討を加えました。憲法学の「盲点」を突いた小堀先生の鋭利な分析に触れる機会を得たことは、私にとっては大いに有益でした。今回の報告でも、小堀先生のご業績に支えられた部分は少なくありません。この場を借りて、御礼を申し上げます。

（うえまつ けんいち・憲法）



Academic
Activities

学会発表報告

第 83 回日本公法学会総会報告
「日本法における比例原則」

須藤 陽子 SUTO Yoko

2018 年 10 月 13 日 (土) および 14 日 (日) の両日、専修大学神田キャンパスにおいて開催された日本公法学会において、総会報告をする機会を得た。それは私にとって、まったく予期しないことであったがゆえに (学会報告は希望制ではない)、大きな戸惑いを伴い、かつ、身に余る光栄を感謝する出来事であった。

「学会」に抱くイメージは、おそらく学問分野によって大きく異なるであろう。「日本公法学会」は 1948 年に設立され、現会員数 1200 名を超える公法分野最大の学会である。「日本公法学会」の持つ、その雰囲気というもの形容することは難しい。毎年度設定される総会テーマにそって報告者が決められ、総会において憲法学者 2 名、行政法学者 2 名が報告する。総会テーマを深めるべく報告者には「課題」が与えられる。

しかしながら、その「課題」が報告者の現在の研究テーマと合致する幸いはあまりなく、多くの報告者が年度の研究計画を変更して半年間の準備に取り組むのである。その「課題」を料理してみせる力量が問われている、ということであろう。試されている側には精神的負担が重くのしかかるのである。

今年度の総会テーマは「公法における『先例』と『原理・原則』」であった。課題は「比例原則」と「予防原則」であり、憲法学と行政法学のそれぞれにおいて存する理解の相違、憲法学と行政法学との間における理解の相違を、比較法研究対象国の違いや原理・原則間の対抗を念頭に置いて論じてほしい、というものであった。

その課題が私に割り振られたのは、おそらく、私が 2007 年度日本公法学会第一部会 (通例、もっぱら憲法学者が聴衆) において「司



法審査基準論に対するコメント」を行い、そのコメントをベースにした論稿を執筆したせいであろう（拙著『比例原則の現代的意義と機能』（法律文化社、2010年）に「第10章 LRAの原則と「比例原則」として所収）。その論稿を執筆したことによって行政法学者以外の読者に恵まれたが、それは10年も前のこと、私は日頃から憲法と行政法を橋渡しするような研究テーマに取り組んでいるわけではない。また、この10年は「行政強制」と「過料」（すなわち「行政罰」「秩序罰」）を研究していたのであるから、私の戸惑いの大きさを想像してほしい。

学会報告の準備として3度にわたり研究会で報告をしたが（立命館大学において6人の憲法の先生方と一度、東京で恩師兼子仁先生を囲む研究会において一度、関西行政法研究会において一度）、憲法学者と行政法学者では「比例原則」に対する関心の違いが著しく、東京の研究会では憲法に関する部分は内容からカットしたらどうかという助言も受けた。憲法学者と行政法学者の関心の持ち方は決定的に異なり、憲法と行政法にまたがる「比例原則」であるはずが、憲法学者と行政法学者の両方の関心に応えるべく報告を構成することは、至難の業のように思われた。

どうしたらよいだろうかと、思い悩んだ末にたどり着いたのは、この10年の間に私が考えたことを全部言い切って終わろう、という開き直りにも似た心持ちであった。せっかく著名な先生方が聴いてくださるのだから、聴いてみたら時間の無駄だったと思われなように準備をしようと思ったのである。

ドイツ法における「比例原則」を紹介する比較法研究は非常に多く見受けられる。日独

の判例研究もある。しかし日本法における「比例原則」の由来、発達の経緯が語られることがない。日本法における「比例原則」について、知られていないことは多いのである。たとえば、各論警察法の法原則である「警察上の比例原則」は、いつ、どのように、行政法総論に移し替えられたのか。憲法について言えば、明治期に美濃部達吉は「警察上の比例原則」を含む「警察権の限界論」を明治憲法9条の独立命令を統制する理論とすべく憲法学に導入を試みたが、大正期に挫折し、その挫折以後に公開された『憲法撮要』ではそれが言及されることはない。

日本法における「比例原則」を理解するにあたって日本法固有の事情として挙げられるのは、行政裁判所の訴訟事項が極端に限定されていたことである。それによって「比例原則」は母法であるドイツ法と異なる発展を辿ることになった。「比例原則」は大正期に行方規範として日本法に根付いた。大正期の行政裁判所裁判例の中に「比例原則」らしきものが若干見い出されるが、当時の行政裁判所は「法適用の機械」と呼ばれる法解釈の方法をとっていたことから、その「比例原則」らしきものは利益衡量原理ではない。

現代の最高裁判所は目的論的解釈論をとるとされ、利益衡量原理として「比例原則」は理解される。法解釈の方法が変われば「比例原則」の性格と役割も変わる。日本法における比例原則を知ること、そして法解釈の方法と「比例原則」の関係について問題提起することを目指した学会報告であった。

（すとう ようこ・行政法）

Academic
Activities

学会発表報告

私法学会での報告を終えて

平野 哲郎 *HIRANO Tetsuro*

2018年10月、東北大学で開催された日本私法学会第82回大会で「医療過誤についての新契約責任説」と題する個別報告をした。私法学会で報告するためには、報告に関する業績が報告をする年の4月以前に公刊されている必要がある。私は、2017年9月の判例時報に掲載され、2018年2月に出版した拙著（『医師民事責任の構造と立証責任』）に収録した論文をもとに報告した（この拙著についてはニューズレター85号「自著紹介」で紹介文を書かせていただいた）。

「医療過誤を不法行為責任ではなく、契約責任で構成すべき」という私見は、今までいろいろな研究会で報告をしたことはあったが、私法学会での報告はかなり緊張するイベントであった。長年考えてきた問題について（無事？）報告することができて、肩の荷を一つ下ろすことできた。報告内容は来年発刊される「私法」をご覧いただくとして、ここでは今後私法学会で報告する方にとって参考になるかもしれないレジュメに関する裏話を記すことにしたい。

私法学会は、報告者がレジュメを持参する方式になっており、個別報告要領には準備するレジュメの部数について以下のような記載があった。「レジュメ等の資料を配布いただく場合には、各自のご判断で相当な枚数（500部程度を一応の目安とします）をご用意下さい。」これは会員数約2000人を、個別報告の会場4つで割った数字らしいのだが、これまでの参加経験から果たしてそんなに聴衆が集まるのか、やや疑問はあった。ただ、「大会

開催校は、当日の追加コピーのご要望にはお応えできかねますので、ご注意下さい」との注意書きにおそれをなして、法学アカデミーの赤塚さんに500部を冊子体で印刷していただくことにした。私の場合、レジュメ16ページ、別紙の図が4ページなので、両面印刷で10枚になり、それを500部となるとA4用紙換算で5000枚のボリュームとなる。赤塚さんがほぼ一日がかりで印刷してくださった。途中で、たまたま印刷室にいらした吉村先生が「500もいるはずないですよ。200か、せいぜい300で足りますよ」とアドバイスしてくださったのだが、個別報告の会場の広さも分からないし、他の会場の報告を聞きに行くとしてもレジュメだけ取りに来る方もいらっしゃるかもしれないし、万一足りなくなるよりは余る方がまだマシだろう、と考えて500部の印刷を敢行した。

さらに印刷したレジュメを、どう会場に持っていかも難問であった。A4用紙は1枚約4グラムなので、5000枚となると20キロになる。報告会場には念のため、参考資料となる論文や判例のファイルも持っていくつもりだったので、レジュメはゆうパックで送ることにした。ところが、会場校では荷物の受け取りはしてもらえないということなので、ホテルに送らざるをえなかった。

ホテルから会場までは地下鉄なら10分少々なのだが、段ボール箱2箱と、報告資料の入ったスーツケースを持って地下鉄に乗るのは不可能なので、タクシーを使うことにした。しかし、会場校の担当者に確認する

と、会場のキャンパスは車の乗り入れはできないということだった。キャンパスの入り口から会場の建物までの数百メートルを台車なしで、20キロの段ボール箱とスーツケースを運ぶことはこれまた不可能である。そこで、報告が夕方だったので、朝、より重い1箱目（おそらく15キロ近く）とともにタクシーで会場に向かい、両手で箱を抱えて受付を済ませ、会場の教室まで運んだ。この段階で初めて報告会場を見て、席数がせいぜい150足らずであることを知り、愕然とした。しかし、せっかく赤塚さんが印刷してくださったレジュメを無駄にするわけにはいかない。そこで午前中の報告を聞いた後、ホテルに戻り、さらに2箱目とスーツケースを持って会場にとって返した。

報告は幸い盛況でおそらく120名くらいの方が会場を埋めてくださった。さらに他の会場からもレジュメだけ取りに来て下さった方も幾らかはいた（はずだ）。しかし、報告が終わったときに、会場のバイト学生さんから「残ったレジュメはどうしますか？」と尋ねられて、「どのくらい残っていますか？」

と聞き返したときの答えは、予想通り「たくさん・・・」というものだった。答えに哀れみのトーンがにじんできたように思えるのは、疲れによる気のせいだったのだろうか。ともあれ、たくさん残っているというレジュメを持ち帰る気力はさすがになく、力なく「残りは処分してください」とつぶやくしかなかった。

吉村先生のアドバイスはやはり正しかった。せっかくのアドバイスを無にして、無駄な労力をおかけしてしまった赤塚さんに対しては申し訳なさでいっぱいである。一応、学会事務局に500部は多すぎるのでは？という意見を伝えたが、会場ごとの参加者数は読めないもので、当面はこのままで、ということであった。したがって、次回以降も「500部」という目安が付記された報告要領が報告者に送られることになりそうである。

私の経験が、今後、ご報告される方の参考になれば幸いである（もちろん最終的な印刷部数のご判断は「各自のご判断」で！）。

（ひらの てつろう・民事訴訟法、医事法）



広大な東北大学のキャンパス

Academic
Activities

学会発表報告

日本私法学会シンポジウム
(商法分野)での報告を終えて

村田 敏一 MURATA Toshikazu

平成を締めくくる平成 30 年度の日本私法学会大会は、10 月 13 日から 14 日にかけて、東北大学を開催校として実施された。恒例の、シンポジウム(商法分野)は、「株主総会の変容と会社法制のあり方」を統一テーマとし、その報告メンバーは、京都大学商法研究会のメンバーを中心に組成されたが、筆者は、「機関投資家の議決権行使—スチュワードシップ・コード導入の光と影—」のテーマを担当した。近時、わが国でも、株主構成の変化に伴い内外の機関投資家の存在感が高まり、コーポレート・ガバナンス論における株主主権論への回帰現象が指摘されるとともに、相次ぐ、ハードローやソフトローの整備も、こうした現象を後押ししている。スチュワードシップ・コード(SSコード)とは、上場企業の持続的成長を通じたわが国経済の持続的発展を目的として、機関投資家に投資先企業との目的を持った対話(エンゲージメント)と責任ある議決権行使を求めるべく、「日本再興戦略」(閣議決定)を受け政府主導で導入されたソフトローであり、しばしば、発行体を名宛人とするコーポレートガバナンス・コードと併せてダブルコード体制と称されるものである(詳細は、拙稿・商事法務 2175 号掲載を参照されたい)。筆者の報告は、SSコードのソフトローとしての特質につきエンフォースメント面を中心に分析するとともに、母国である英国コードとの比較や、近時の改訂内容の批判的分析を行うものである。

本シンポジウムに向けた予備研究会には、報告メンバー以外に本学の島田志帆教授にも



参画いただき、西村あさひ法律事務所のテレビ会議システムを活用する中で、東京メンバーを交えた活発な議論がなされた。筆者以外の報告メンバーとその報告テーマは、前田雅弘教授(京都大学・司会と総括)、北村雅史教授(京都大学・「株主総会の電子化」)、伊藤靖史教授(同志社大学・「株主総会に関する近年の裁判例—決議の効力を争う訴えに関する論点」)、松尾健一准教授(大阪大学・「利益供与規制のあり方」)、武井一浩弁護士(西村あさひ法律事務所パートナー・「実務家からみた株主総会の課題と展望」)であり、また、コメンテーターは、神作裕之教授(東京大学)にお願いすることが叶った。准教授クラス 1 名の報告が法律論の名にも値しない未熟なものであったことを例外として、他の報告や神作教授のコメントは、いずれも鋭角的な分析と根本的な問題提起を行う充実した内

容であったものと自負しうる。

シンポジウム前日の夜は、仙台虎屋横丁の名店・地雷也で、北村教授、竹瀨教授（本学）とともに三陸の海の幸に舌鼓をうった（北村教授は牛たんが苦手なため海の幸となった）。もっとも、私と北村教授は翌日の長丁場を控え、読み原稿の最終手入れもあって、早々にホテルに引き上げることとなった。

シンポジウム当日は、午前の部で、各報告者から要点を報告。私からは、機関投資家のエンゲージメント活動により、欧米企業に大きく劣後するわが国上場企業の資本効率・配当性向の向上が見込まれ、エンゲージメント活動を行わない投資家のフリーライド問題を減殺しても、株価の上昇を含め積極的な効果が展望される（光の面）一方で、フリーライド投資家により、ショートターミズムが増幅される懸念がある（影の面）との基本認識を示した。午後の部の冒頭では、神作教授から、各報告へのコメントと質問を頂いた。私への質問は大きく、①改定コードの内容、特に議決権行使結果の個別開示をコンプライ項目としたことへの消極評価につき、法人内部での水平的な利益相反問題への対処策と、個別開示を実施しない投資家のエクスプレイン理由の評価、②本年1月の米国での有力機関投資家によるSSコード導入の動きへの評価、の

2点に関してであった。当方からは、①については、そもそも、わが国のSSコードは、英国コードとの比較においても、利益相反問題を過度に強調しているとしたうえで（英国では、利益相反への対処よりもパフォーマンスに優先的価値を見出す）、水平的な利益相反へはむしろファイアーウォール規制で対処すべきこと、個別開示を選択しない投資家のエクスプレイン理由は十分であることを指摘した。②については、ハードロー（エリサ法等）とソフトローの不存在の狭間を埋める動きとして合理的との認識を示した。その後は、フロアとの活発な質疑がなされ、合計5時間にわたるシンポジウムは（前田教授の見事な司会・運営のもと）、無事、定刻に終了した。

シンポジウム終了後には、商事法務主催の慰労懇親会が催された。仙台の地産食材を中心とした山海の珍味からなる懷石料理を一同満喫。商事法務が勘定をしようとする、何と、先に武井弁護士が全員分の支払いを済ませていたことに一同びっくり。改めて、大手ローファーム・パートナー弁護士の財力を思い知った一夜であった。武井先生、ご馳走様でした。

（掲載写真は、高橋英治教授（大阪市大）の手になるものです。記して感謝致します。）

（むらた としかず・商法）



Presentation

海外講演

EMSI 第3回年次大会での研究発表を終えて

西村 めぐみ *NISHIMURA Megumi*

2018年6月21日から22日に、キプロス共和国のニコシア大学法学部が、EMSI (Eastern Mediterranean Studies Initiative) 及び欧州・国際問題キプロス・センター (Cyprus Center for European and International Affairs) との共催で、第3回EMSI年次大会が開催した。私は、ここで、移行期の正義措置が難民の帰還に与える影響について研究発表を行った。

キプロス島は、1970年代に勃発した内戦のため、現在でも分断国家が存在している。北は、トルコ系住民の北キプロス・トルコ共和国、南はギリシャ系政権でキプロス共和国とされている。北キプロス・トルコ共和国は、トルコ以外の国家は承認しておらず、日本が承認している国家もキプロス共和国である。

キプロス島では、南北の境には、今でも国連キプロス平和維持軍が配備されているが、それを感じさせないほど、表面上は、のどかで平和な場所であった。ニコシア大学も私の投宿した宿も、この南北の境界線からさほど離れていないところであったが、現在では、南北のキプロスの人々と外国人を問わず、当り中であれば、自由に買い物や観光で、南北の境界線を往来できるという。

今回、私が研究発表を行った、ニコシア大学も、キプロス共和国の首都ニコシア市に所在する大学である。あれこれ、飛行機を乗り継いで到着したキプロス共和国の国際空港があるラルナカ市は、ニコシア市から車で30

分程度の所であったと記憶している。あつけないほど、平和で静かな地中海の島に到着した。

まだ観光のハイシーズンでなかったせい、どこを歩いてもあまり人がいない、バスもあまり通っていない、とにかく日中は暑い、暑い、暑くて歩き回れない、という感じである。

キプロス共和国はユーロ圏に属し、ニコシアもラルナカも町並みもきれいで、ニコシア大学は、キャンパス自体は大きなものではなく、夏休みのせいか閑散としていたが、近代的な建築であった。今まで、色々な紛争地帯を歩いたが、これほど「紛争」を感じない紛争地帯は、初めてのことであった。

私は、ここで、国連を行っている移行期の正義 (Transitional Justice) が、難民の帰還に与える影響について、研究論文を報告した。移行期の正義という言葉は、多くの読者の方々にとって聞きなれない言葉かもしれないが、武力紛争や権威主義体制で起きた殺害や人権侵害の責任を問い、場合によっては、被害者への補償などの政策も含み、冷戦後、国連文書にも登場するようになった用語である。一番、有名なものは旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所、ルワンダ国際刑事裁判所、南アフリカの真実と和解の委員会であろう。

国際政治学の先行研究では、これらの移行期の正義措置の実施は、住民の間の和解を促進し、難民や国内避難民の帰還を促進するこ

とを、ボスニア人住民の帰還を事例として明らかにしたと主張していた。

これに対し、研究発表では、現行の移行期の正義は、身体に対する暴力、政治活動や表現の自由への侵害の責任を問うことが主であり、司法的手段を中心とした移行期の正義措置が武力紛争に関する一定の解釈を主導し、住民の分断を永続化し、新たな国内避難民を生み出していることを述べた。

事例としては、移行期の正義と難民の帰還の問題を扱った従来の研究では取り上げられなかったボスニア・セルビア人やルワンダ・フツ人の帰還問題が一向に進まないことに言及しながら議論を進めた。ちなみに、国際社会の覇権的な説話では、ボスニア・セルビア人住民やルワンダ・フツ人住民は、一括りに、武力紛争の加害者として扱われることが非常に多いが、この単純な解釈は、決して正しいものではない。試論的結論として、現在のネオリベラルな思考に基づく移行期の正義措置が、民族分離を正当化した戦間期の「ローザンヌ原則」を強化してきたことを主張した。

ところで、「ローザンヌ原則」は、戦間期のローザンヌ条約を語源とした用語で、同条約は、キプロスの地位についても重要な条項を含み、ギリシャ系住民とトルコ系住民の人口交換も定めていた。キプロスの歴史に関連あるテーマであったためか、多くのコメントを得られたことは貴重な体験であった。

会議自体は、開催地の性質を反映して、紛争地帯の小国の外交に関するテーマが多かった。会議は、大規模な学会よりも、はるかにアットホームな雰囲気であった。

会議後、ニコシア大学からの参加者や他の発表者と会食をする機会があったが、ドイツ人の先生もおられ、ニコシア大学には日本人も留学していると伺った。少なくとも、ニコシア市に居る限りは、最近のトルコ情勢の不安定化が伝わって来ることもなく、私は研究発表を終えることができた。

なお、会議の参加にあたっては、立命館大学海外渡航支援制度の援助を受けた。合わせて深謝申し上げた。

(にしむら めぐみ・政治学)



Presentation

海外講演

海外講演報告

山本 圭 YAMAMOTO Kei

昨年度はいくつか海外でのカンファレンスで研究発表する機会にめぐまれた。まずは、2018年7月にオーストラリアのブリスベンで開催された International Political Science Association (IPSA) である。こちらでは、ポピュリズムにかんするパネルに加えてもらい、“Populism and Pluralism, Revisited”と題した報告をおこなった。

そもそも、「ポピュリズムとは何か」について、政治学者のあいだに共通の見解はいまだない。しかし近年、ポピュリズムが反一元主義的であるといった緩やかな“合意”が

形成されつつあるように思われる。それによると、ポピュリズムは一部の人々を人民全体として表象することで、自由民主主義社会に不可欠な多元主義を毀損するという。本報告では、このような“合意”に挑戦し、むしろポピュリズムこそ、より厳密には近年〈左派ポピュリズム〉と呼ばれる潮流こそ、真に多元主義的な次元を可能にすると論じた。

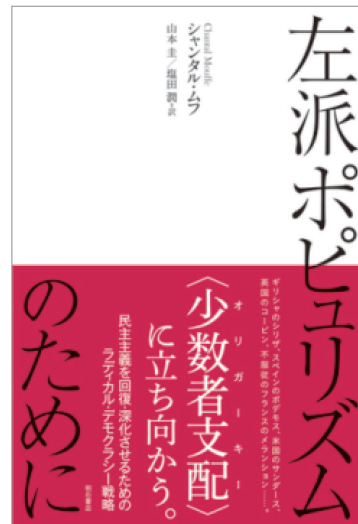
また、2018年11月には、中国・上海は復旦大学で The First International Young Scholars Forum of Marxism が開催され、世界中から若手研究者があつまり、私も講演



者の一人として招待された（なお、宿泊先は復旦大学に併設された五つ星ホテルが用意され、中国経済の勢いを感じざるをえなかったことも告白しておこう）。論題は、“New Reflections on Post-Marxism of Our Time”とし、現代のマルクス主義の潮流のひとつ「ポスト・マルクス主義」の現代的な展開を紹介したものである。

本報告では、ポスト・マルクス主義の現代的展開として二つの点にフォーカスした。ひとつは精神分析との関係であり、エルネスト・ラクラウの政治思想を取り上げ、マルクス主義と精神分析との新しい関係が打ち立てられていることを示した。二つ目は、ポピュリズムの問題であり、ポスト・マルクス主義がマルクス主義のいわゆる「階級主義」を放棄して、より幅広いセクターや諸要求をむすびつけて「人民」を構築する「ポピュリズム」の理論につながったことを示した。（ところで報告では、軽快にジョークを飛ばしたつもりが、同時通訳に特有のタイムラグもあり、見事にすべってしまったことも、ここに記録しておきたい....）

いずれも海外の研究者らとよい交流の機会となった。じつは、今年度はあとひとつ報告が残っており、2019年の1月に、英国はブライトン大学で開催される国際会議“Fascism? Populism? Democracy?: Critical Theories in a Global Context”にて、“Envy and Democracy”と題した報告を行う予定である。本報告は、私がこのかん進めてきた「嫉妬の政治学」の途中経過であり、いわば「嫉妬」という感情が政治および民主主義にどのような影響を持ちうるか、政治思想的に検討するものである。また本会議は、ポピュリズム研究にかんする国際的なネットワーク形成



の目的もあり、今後の研究の発展に実りある交流を期待している。

なお、これらの研究報告に関連して、エルネスト・ラクラウ『ポピュリズムの理性』（澤里岳史・河村一郎訳、明石書店）の「解説——『ポピュリズムの理性』によせて」を執筆し、ジャンタル・ムフ『左派ポピュリズムのために』の翻訳（塩田潤との共訳、明石書店）を刊行することができた。近年、欧州や米国では〈左派ポピュリズム〉といった動向がにわかに関心を集めつつあるが、いずれもその理論的かつ実践的な可能性を探求したものである。お手すきの折にでも、手にとっていただけると幸いである。

（やまもと けい・政治学）

Presentation

海外講演

第 13 回 European Policy for Intellectual Property での個別報告を終えて

畑中 麻子 WECHS HATANAKA Asako

例年 3 月末に締め切られる学会公募の査読を経て採択通知が届いたのは、5 月のことである。その結果、2018 年 9 月に ESMT Berlin (European School of Business and Technology) に於いて開催された第 13 回 European Policy for Intellectual Property (以下、EPIP) にて個別報告の機会を得た。

同学会は、マックスプランク・イノベーション・競争研究所所長である Harhoff 教授らが中心となり形成され、法律と経済の見地から欧州における知的財産政策について議論することを目的とする。欧州各地で 3 日間にわたって開催される年次大会は、基調講演の他、テーマ毎に 20 程度のセッションに振り分けられたパネル報告及び個別報告により構成される。EPIP の特色はまずもって、ロー・エコーを方法論とすることにある。学術領域が明確に区分されている欧州では、比較的新しい試みであると言えるだろう。そして、登壇者の肩書きは所属機関以外一切記されない。故に、報告及び質疑応答は非常にオープンかつ自由であり、厳かな雰囲気醸しがちな法学界とは異なる。若手研究者にとっては権威ある学会デビューの場であり、教授陣にとってはワーキングペーパーを発表して議論を深める場となっているようである。また、欧州の学会でありながら、理事には米国やオーストラリアの研究者も名を連ねている。

今季の学会テーマは「Data driven economy」である。知的財産は情報技術の急速な変革に晒されており、欧州では個人情報保護やデジタルコンテンツ等をめぐる法整備もめまぐるしい。筆者は「IP litigation (知財訴訟)」と称されたセッションに組み込まれ、「Industry 4.0 and IP disputes: Opportunity or challenge for mediation?」について報告することになった。知財紛争における調停制度の諸問題について、国際私法の視点から分析を試みるものである。そこには、後述する二つの問題意識がある。まず、いわゆる第四次産業改革が、知的財産をめぐる紛争解決について裁判から仲裁や調停を含む私的自治へのパラダイムシフトを促すであろうといわれていること。次に、仲裁ではニューヨーク条約による国際的制度が確立されているのに対し、調停については UNCITRAL の新たな枠組みが近時採択されたばかりであることである(以上、拙稿「東京仲裁と知的財産」ジュリスト Vol. 1524 (2018), pp. 64-65)。

同セッションでは、投資仲裁と知財の関係性に関する報告の他に、一般法廷と特別法廷の役割にかかる実証研究、そして特許不実施主体としての大学による発明と権利移転および訴訟に関する報告という、併せて 4 つの報告がなされた。最終日の最終セッションのためか、質疑応答があまり活発にならなかったことは残念であった。また、各報告の多様性を鑑みて、セッション名は「IP dispute

resolution（知財紛争解決）」とされるべきであったように思われる。

法学という学問を前にすると、言語が研究の足枷となりかねないのではないか。今日、日本の学徒は日本語で日本法を学ぶ。ヨーロッパの各国でも然り。ところが、欧州には EU 法という共通項があり、多くの場合は英語という共通言語で駁論する。筆者のような異邦人がその輪の中へ入ろうとすることに、どのような意味があるのか。曰く、「言葉」にかんして、常に思考するのを強いられる者のみが、〈真実〉が一つではないということ、すなわち、この世には英語でもって理解できる〈真実〉、英語で構築された〈真実〉のほかにも、〈真実〉というものがあろうこと—それを知るのを、常に強いられる」のである（水村美苗『日本語が亡びるとき』筑摩文庫、2016、113 頁）。自問自答はやまないが、EPIP への継続的な参加が新たな法学研究へと繋がるものと信じている。負け戦を挑み続ける原動力となるのは、同世代との交流である。僥倖を享受している筆者と異なり、欧州の仲間たちはいわゆるテニユアトラック獲得

のために必死に研究している。次の公募はいつだ、というような会話が終始続けられ、とにかく研究に邁進しているのだ。

実は、本報告までには密かな葛藤があった。フランスのボルドー大学にて開催された前大会での個別報告で、思いがけず同学会初の若手最優秀論文を受賞したため（拙稿「Optimising mediation for intellectual property law – Perspectives from EU, UK and French law」IIC (2018) Vol. 49/4, pp. 384-412）、質の高い報告をすることが期待されている（と、勝手に思っていた）ことが、心なしか負担となっていた。育児と研究の両立への葛藤も抱えつつ（今年は子供を幼稚園へ送りどどけた足で ICE に飛び乗り、報告を終えて息をつく暇もなく真夜中に帰宅した）、何はともあれお役目を果たすことができたことで安堵の疲労とともに帰国し、EPIP への思入りを新たにした。

（はたなか あさこ・知的財産法）



My Book

自著紹介

『ルクセンブルク語分類単語集』
(大学書林、2018年) から広がる世界

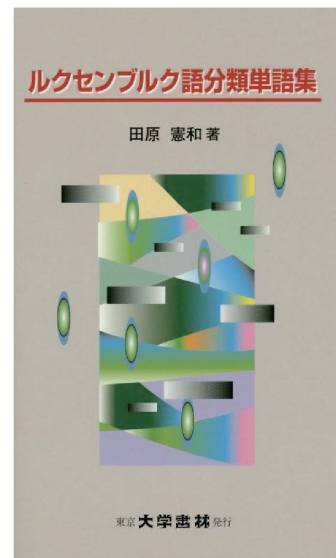
田原 憲和 TAHARA Norikazu

ルクセンブルクは神奈川県とほぼ同じ面積で、人口はわずか 55 万人程度と、どの角度から見ても立派な小国である。しかし、この国にはヨーロッパの他のどの国にもない特徴がある。それは多言語性と多民族性である。ルクセンブルクの公用語はフランス語、ドイツ語、ルクセンブルク語の 3 言語であり、すべての国民がこれらを状況に応じて使い分けしている。

また、定住人口のおよそ半数がポルトガルやイタリア、旧ユーゴスラビアなどの出身の労働移民であることに加え、労働人口のおよそ 4 割が隣国から国境を越えて通勤してくる越境通勤者であることから、この国がいかに多様性に富んでいるかがわかるだろう。

さて、このような国において、ルクセンブルク語はいったいどのような役割を担っているのだろうか。実は、ルクセンブルクで労働をする際に第一に求められるのはルクセンブルク語ではなく、フランス語である。そのため、労働移民や越境通勤者のほとんどが日常的に仕事でフランス語を用いる一方で、彼らがルクセンブルク語に触れる機会はほとんどない。ただし、近年では帰化申請の際に基本的なルクセンブルク語能力を求められるようになった。

それでも、彼らが日常生活を送る上ではルクセンブルク語を求められる場面はないと言って良い。しかしながら、彼らがこの国で子育てをする場合は注意が必要である。というのも、ルクセンブルクの学校教育はルクセ



『ルクセンブルク語分類単語集』

田原憲和著 大学書林

2018 年 6 月 ¥2,800 + 税

ンブルク語の習得を前提に成り立っているからだ。

ルクセンブルクの小学校ではドイツ語で授業を行う。これは子供たちがルクセンブルク語を話せるということが前提である（ルクセンブルク語がわかればドイツ語もわかるのである）。そのため、2 年間の幼稚園を義務教育に組み込み、移民の子供であっても幼少期にルクセンブルク語を習得させることでスムーズに小学校へと移行するというシステムになっている。

こうした背景もあつてか、ルクセンブルク

の書店にはルクセンブルク語で書かれた絵本が多く並んでいる。また、近年ではルクセンブルク語を学習するための教材も豊富になってきた。ル仏・仏ル辞書、ル独・独ル辞書だけでなく英語やポルトガル語の辞書も発行されている。

さて、現在わが国で発行されているルクセンブルク語関連の教材はほとんどない。手前味噌で恐縮であるが、拙著『ルクセンブルク語入門』（大学書林、2013年）が唯一のまとまったルクセンブルク語学習教材と言ってよいだろう。いわゆるマイナー言語と言われる言語の文法書は、えてして文法事項の羅列になりがちである。多くの場合は一般学習者向けではなく、研究者向けの構成となっている。しかしながら、『ルクセンブルク語入門』は一般読者が順序立てて学習できるよう構成している。実際、本書をきっかけにルクセンブルク語学習を始めたという読者もあり、なんとも嬉しい限りである。

今回出版することとなった『ルクセンブルク語分類単語集』も基本的に同じ方針で執筆した。マイナー言語にありがちなアルファベット順に単語を掲載するのではなく（それはそれでミニ辞書として便利な面もあるのだが）、さまざまな場面や分野を設定し、関連する語彙を集め、動詞については全て例文も添えた。不規則動詞や注意の必要な動詞には全て印を付し、変化表も全て掲載するなど、マイナー言語とは思えないほど読者に優しいものになったと自負している。

本書は身近な分野から時事的な話題まで、48のカテゴリの単語を収録している。例えば「21. 家族・友人」「35. スーパー・買い物」「40. IT」「47. 政治・社会」のような分類で

ある。また、例文のほとんどは雑誌や新聞、あるいはウェブサイトなどでの使用例を元に、適宜修正を施しつつ収録した。近年ではルクセンブルク語メディアが発達したということもあり、時事的な文章も比較的容易に見ることができた。例えば *Russland huet d'Hallefinsel Krimi annektéiert*. 「ロシアがクリミア半島を併合しました。」などの文が典型であろう。

また、このような実際の使用例に基づく例文を本書に収録するにあたり、語の綴り方を修正をした箇所もある。というのも、ルクセンブルク語は法的に認められた正書法があるものの、母語話者がその正書法を正確に使用できないケースが多い。ルクセンブルクの義務教育段階で科目としてのルクセンブルク語の授業もあるのだが、正書法をしっかり学ぶことは稀である。そのため、一般の母語話者は思い思いに文字を綴っている。それでもあまり問題にならないのは、こうした使用は私的領域、主に個人的な手紙やメール、SNSなどに限られるからだ。綴り方に関しては私のような学習者の方がより正確な知識を持っているといえる。

本書は一般読者にとってどれほどの需要があるかわからない（いや、むしろほとんど需要はないと言っても良いだろう）。それでも、私の研究成果を通じ一人でも多くの人にルクセンブルク語の存在を知ってもらうことができれば、著者として、一研究者としてこれほど嬉しいことはない。

（たはら のりかず・社会言語学、ドイツ語）

My Book

自著紹介

須藤陽子『過料と不文の原則』(法律文化社、2018 年)

須藤 陽子 SUTO Yoko

「過料とは何か」。この問いを冒頭に置き、終章でこれに答えるべく本論は展開してゆく。

過料は強制と制裁の手段として用いられる。過料を手段とする「制裁」ないし「罰則」は、行政法のみならず、刑法、民事訴訟法、民法、商法、労働法などの法分野に共通する関心事であり、その科罰手続の在り方は、憲法 31 条、32 条、82 条に関わる憲法問題となる。

しかし、過料の性質が論じられることがない。罰則として多用される状況にありながら、過料に関する研究は極端に少なく、数少ない研究上の蓄積はドイツ法を素材としたものであって、わが国の過料制度について答えるものではない。筆者の第一の意図は、今後の過料研究の基礎とすべく、明治期に始まるわが国の過料制度の由来を明らかにしたうえで、「過料とは何か」という問いに答えることにある。

本書は、歴史研究の手法をとっている。章を重ねるにつれ、明治期、大正期、昭和前期、占領期以降の議論へと移り変わってゆくのであるが、筆者の関心は行政法分野の歴史研究に止まらず、分野横断的である。

第一章は立法史に即して、明治 13 年旧刑法下で導入された過料の由来とその性質を追究する。明治期の過料導入の議論は、明治 23 年商法及び明治 29 年民法の制定過程に見い出される。刑法に名前のない過料という金銭罰を案出し、その金銭罰に何を期待したのが重要である。

他方、第二章および第三章は、「行政



『過料と不文の原則』
須藤陽子著 法律文化社
2018 年 10 月 ¥3,800 + 税

罰」と「秩序罰」をめぐる学説史研究の手法をとっている。現代において、「行政罰」(Verwaltungsstrafe)と「秩序罰」(Ordnungsstrafe)には各々ドイツ語が付されることが通例であり、両者がドイツ法に由来するかの如く扱われることがある。しかし明治期行政法の文献を渉猟すれば、両者の用語法、意味づけは美濃部達吉の独創に負うところが大きいのである。

明治期末に美濃部達吉が行政法に持ち込んだ「行政罰」と「秩序罰」であるが、行政法に定着したのは大正末から昭和前期にかけて

である。しかも大正8年に出版された美濃部達吉の行政法総論の教科書から、いったん両者は消えている。「行政罰」と「秩序罰」は、それを考案した美濃部達吉の学説においても混迷が見られる。第三章は美濃部達吉の学説の変遷と変遷の理由を考察し、「行政罰」と「秩序罰」の形成と定着を論じている。

第四章は、占領期の過料を用いた立法について、立法史研究と学説史研究の両方を用いて考察を加えている。強制と制裁が交錯するかのような、斬新な昭和24年労働組合法改正を素材にして、GHQの立法政策を論じている。

第五章から第七章にかけて、地方自治法に規定されている3種類の過料がテーマになっている。地方自治法に規定された過料は、戦前の市制・町村制という法律において認められていた過料に由来するもの、占領期にもたらされたもの、そして平成11年地方分権改革に伴って導入されたものと、その由来は異なる。それらを「秩序罰」という用語で説明することを、筆者は強く批判する。それらの性質は一括りにされるものではなく、類型的に考察されるべきものであると結論づけている。

終章において、「過料とは何か」という問いを、明治23年商法・明治29年民法制定過程の議論に即して「なぜ過料なのか」という視点から答える。制裁としての過料、強制としての過料、懲戒罰としての過料という用例から、法令用語としての過料を浮き彫りにしようとする。

本書は序章から始まり全体として9つの章から構成されているが、最初に『行政法研究11号』（信山社、2015年）に発表されたのは「地方自治法における過料」（第五章から

第七章までに該当）であった。地方自治法に関する研究で終えるはずが、「過料」に関する研究にのめりこんでしまった。

日本法における「過料」について探求してみようと思ったのは、美濃部達吉が明治期に著した行政法総論の教科書『日本行政法』に「過料トイフ刑名」という表現を見つけたことがきっかけであった。過料が刑罰であったなどと、現代において誰が思うであろう。決して得手ではない歴史研究であるが（歴史研究の手法を特に学んだこともなく、また、古書を読むと埃アレルギーでクシャミが止まらなくなる）、今回の「過料」をめぐる研究は、多々悩み・迷いながらも、テーマを掘り下げてゆく過程がたまらなく楽しかった。

前著『行政強制と行政調査』（法律文化社、2014年）、そして本書と、歴史研究の手法をとった研究が続いたが、筆者は決して歴史研究に熱心というわけではない。行政強制も過料も（すなわち「行政罰」と「秩序罰」も）、比較法研究という手法がとれない、あるいは、比較法研究という手法が適切ではない研究テーマであった、ということである。比較法研究という手法が適していない研究テーマは行政法に案外多いかもしれない。研究するうえで日本法における由来を知りたいと思うのは、私だけであろうか。

（すとう ようこ・行政法）

My Book

自著紹介

『日米安保体制史』（岩波書店、2018 年）を刊行して

吉次 公介 YOSHITSUGU Kosuke

1. 本書執筆の動機

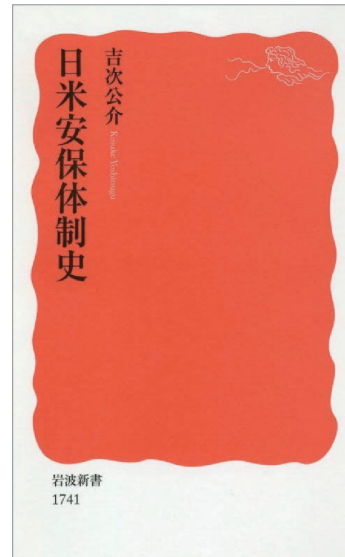
2018 年 10 月に、『日米安保体制史』（岩波書店）を刊行した。1951 年の日米安保条約調印から 2018 年秋までを対象として、日米安保体制（以下、安保体制）の主な出来事を跡づけた、いわゆる「通史」である。

初めての単著である『池田政権期の日本外交と冷戦』（岩波書店、2009 年）は、博士論文を基にした学術書であった。二冊目の『日米同盟はいかに作られたか』（講談社、2011 年）は、1950 年代から 60 年代にかけての日米安保の展開を、研究者と一般読者両方に向けて論じた選書であった。一般読者向けの新書の執筆は、過去の二冊とは異なる難しさがあり、大変苦労した。

本書を執筆した動機は、主に三つある。一つ目は、ゼミで安保体制の歴史に関する本を講読しようと考えた時、最新の研究成果を踏まえた、平易で、コンパクトな入門書が見当たらなかったことである。

第二は、沖縄米軍基地問題や集団的自衛権をめぐる様々な議論のなかに、歴史的経緯を十分に踏まえていないものがあるように見受けられたことである。歴史的経緯を無視した議論は、問題解決を遠ざけると同時に、安全保障政策に関する議論の深まりや国民的合意形成を妨げるものである。

第三は、筆者がこれまで発表してきた諸論文を、ひとつの研究成果としてまとめるという研究上の理由である。筆者は、2012 年頃から、冷戦期における安保体制の通史の執筆作業に着手しており、2015 年に、「アジア冷



『日米安保体制史』
吉次公介著 岩波書店
2018 年 10 月 ¥860 + 税

戦のなかの日米安保体制」（吉田裕ほか編『岩波講座 日本歴史 第 19 巻』岩波書店）、「国民的「十字架」としての米軍基地問題」（『世界』2015 年 10 月号、第 874 号）を発表した。さらに、2015 年 12 月には「屋良朝苗県政期の米軍基地問題」（福永文夫編『第二の「戦後」の形成過程』有斐閣）で、本土復帰前後の沖縄米軍基地問題について検討した。冷戦期をカバーしたこれら三つの論文をスプリングボードとし、内容を発展させたものが、『日米安保体制史』である。

2. 「安保構造」という視点

安保体制の通史である本書は、第一に、安保体制に関する主な出来事について概観するものである。安保条約の成立、内灘闘争や砂川闘争、安保改定、沖縄返還、密約問題、日米防衛協力のための指針、「安保再定義」、沖縄米軍基地問題、集団的自衛権の行使容認などの幅広いトピックについて、最新の研究成果を踏まえて、バランスよく説明するよう心掛けた。

他方で、通史とはいえ、オリジナリティがなければ、刊行する意味がない。そこで、どのように独自性を打ち出すかについて熟考した。まず、分析枠組みについて、①かつての「五五年体制」下の安保論議に見られたような、「非武装中立」路線の文脈での安保反対論、②日本は米国に従属しているとする「対米従属」論、そして③吉田茂が、安保条約を基にして「軽武装・経済優先」を敷き、戦後日本の経済発展の基礎を作ったとする「吉田ドクトリン（吉田路線）」論のいずれとも一線を画したパラダイムを模索した。そして、たどり着いたのが安保体制の構造的特質、即ち「安保構造」の形成、持続・変容、という視点であった。

具体的には、①日本は基地を、米国は軍隊を提供する「物と人との協力」である安保体制の「非対称性」、②日米地位協定に見られるような、日本の国家主権が十分に尊重されず、日本国民が不利益を被る「不平等性」、③沖縄核密約に代表される、日米両政府が国民に十分な説明責任を果たさない「不透明性」、そして④米軍の事件・事故で日本国民の生命・財産が脅かされるという意味での「危険性」、という四つの構造的特質に注目することにした。

そのほか、①筆者自身も取り組んできたテーマである、安保体制への昭和天皇の関与や、②近年、忘却されているに等しい日本本土の米軍基地問題の歴史など、従来の日本外交史や日米関係史の通史ではほとんど取り上げられない論点も盛り込んだ。

3. 「逆ピラミッド」の安保体制

本書は、「非対称性」「不平等性」「不透明性」「危険性」という「安保構造」の形成、持続・変容のプロセスとして安保体制の歴史を描き、安保体制を「逆ピラミッド」と称した。では、「逆ピラミッド」は、どういう意味か。

日米両政府は、冷戦期以来、自衛隊の対米協力を拡大させ、安保体制の「非対称性」の是正を進めてきた。とりわけ、冷戦後の日米「同盟」の強化は著しく、安倍晋三首相は安保体制を「希望の同盟」と称した。だが、沖縄米軍基地問題や地位協定に見られるように、「不平等性」「不透明性」「危険性」の是正は進んでいない。深刻な構造的歪みを内包した安保体制は、非常に不安定な「逆ピラミッド」というべきである。

構造的歪みを是正し、国民の安保体制に対する不満を解消しなければ、安保体制が「ピラミッド」のような安定感を得ることはできないだろう。そして、そのためには、日本の対米協力の拡充と、在日米軍の権益の維持・拡大を最優先とする安保体制のあり方そのものを見直す必要がある。

拙い研究成果ではあるが、多くの方々のご支援により、刊行にこぎつけることができた。この場をお借りして、立命館大学法学部の教職員の皆様に、御礼を申し上げたい。

（よしつぐ こうすけ・日本政治外交史）

Ceremony

授与式報告

第 13 回平井嘉一郎研究奨励賞 第 2 回平井嘉一郎海外研究者支援奨励賞授与式

2018年5月17日(木)に、第13回平井嘉一郎研究奨励賞の授与式が平井嘉一郎記念図書館カンファレンスルームにて開催された。

同賞は、ニチコン株式会社創業者で本学法学部卒業生(昭和15年卒)の故平井嘉一郎氏のご遺志に基づき、ご令室の平井信子様のご厚意により2006年に創設されたものである。同賞の目的は、本学の法学研究科および法務研究科(法科大学院)において優秀な成績を収め、今後の活躍が期待される大学院生を表彰し、国内・国際社会に貢献する人材を育成することである。

本年度は、法学研究科から、原田弘隆氏(立命館大学法学研究科博士課程前期課程1回生)、日原拓哉氏(立命館大学法学研究科博士課程前期課程1回生)、大原祐太郎氏(立命館大学法学研究科博士課程前期課程2回生)、木村誠矢氏(立命館大学法学研究科博士課程前期課程2回生)、法務研究科から、飯塚大航氏(立命館大学法務研究科法曹養成専攻専門職学位課程2回生)が受賞した。

なお、今回は、同じく平井信子様のご厚意により、海外の研究者が平井嘉一郎記念図書館を利用して行う国際的な研究活動を支援奨



励することを目的として創設された「平井嘉一郎海外研究者支援奨励賞」の第2回授与式も同時に開催された。同賞については、中国・同済大学・助理教授として家族法を専攻し、かつて本学法学研究科に在籍していた徐文海氏が受賞した。

授与式では、吉田美喜夫学長から祝辞が述べられ、各受賞者に賞状が授与された。選考委員会を代表して法学研究科長から祝辞と選考理由の報告がなされた。受賞者から受賞のお礼の挨拶と今後の抱負が語られたあと、平井信子様から受賞者に励ましのお言葉を頂戴した。授与式に引きつづき、平井信子様と受賞者を囲んで茶話会が催された。

(法学研究科長 宮井雅明)



Ceremony

授与式報告

第 16 回天野和夫賞授与式

第 16 回天野和夫賞の授与式が 2018 年 11 月 15 日（木）に衣笠キャンパス存心館にて開催された。

同賞は、元立命館大学総長・学長の故天野和夫先生のご令室・天野芳子様からのご寄付により 2003 年に創設されたもので、優れた研究成果や業績により学位を取得した本学大学院法学研究科の修了生および法の基礎理論研究において優れた研究により学界に貢献した若手の研究者を表彰しその研究を奨励することを目的とするものである。

今回の受賞者は次のとおりである。まず、卓越した研究成果をもって課程博士の学位を取得した修了生として、山本和輝氏（学位論文名「正当防衛の基礎理論的考察」）が受賞した。次に、法の基礎理論研究において優れた研究をもって学界に貢献した若手研究者として、『法律関係論における権能』（成文堂、2018 年 3 月）を著した佐藤遼氏（京都大学大学院法学研究科特定助教）が受賞した。

授与式では、吉田美喜夫学長から各受賞者に賞状と副賞が授与され、選考委員会を代表



して選考委員長（法学研究科長）から祝辞と選考理由の報告がなされた。受賞者からは受賞に対する謝辞が述べられた。最後に、天野芳子様より各受賞者に対して今後の研究に対する期待と励ましのお言葉を頂戴した。授与式に引きつづき、天野芳子様と受賞者を囲んで茶話会が催された。

（法学研究科長 宮井雅明）



Study Group

研究会

2018 年 6 月～2019 年 1 月

■法学部定例研究会：

- 18 年 6 月 2 日 商法研究会：島田志帆氏「株券不発行会社における株主名簿の記載の効力」、道野真弘氏「仮想通貨の法的性質に関する一考察－前払式支払手段およびゴルフ会員権等との比較を主として－」 参考裁判例：東京地判平成 27 年 8 月 5 日、東京地判平成 30 年 1 月 31 日
- 18 年 6 月 28 日 比較司法制度研究会：松本博之氏「控訴審の事後審的運営（第一回結審）の批判と控訴の目的」
- 18 年 7 月 12 日 第 14 回最高裁研究会：秋葉丈志氏「国籍法違憲判決と日本の司法」
- 18 年 7 月 20 日 博士論文公聴会：孫文氏「中国の犯罪体系－その沿革と課題－」
- 18 年 7 月 25 日 第 1 回民事法研究会：二宮周平氏「相続法改正案の骨格と問題点～パプコメ、衆参両法務委員会参考人コメントを参考に」
- 18 年 7 月 27 日 ランチタイム法政研究会：川中啓由氏「専門訴訟における証拠収集方法－パラダイムシフトの可能性」
- 18 年 9 月 1 日 桜沢隆哉氏「粉飾上場に協力した取引先従業員およびその使用人の投資者に対する責任（東京高判平成 30・4・12 金判 1544 号 8 頁／原審：東京地判平成 29・1・27 金判 1514 号 20 頁）」、品谷篤哉氏「[判例研究] 欠陥のある主力商品の販売を継続させた銀行の執行役の任務懈怠（東京地判平成 27 年 3 月 26 日判例時報 2271 号 121 頁）」、久保壽彦氏「重要事由解除と反社会的勢力（広島高裁岡山支部平 30.3.22 判決を題材にして）」
- 18 年 9 月 28 日 第 2 回民事法研究会：谷江陽介氏「締約強制理論の展開と今後の課題」
- 18 年 10 月 5 日 第 1 回公法研究会：安井栄二氏「我が国における法人課税のあり方」
- 18 年 10 月 5 日 第 1 回政治学研究会：村上弘氏「保守とリベラルの心理的基礎－自民党優位の注目されざる一原因の逆説」
- 18 年 10 月 10 日 比較司法制度研究会：アントニオ・カブラウ氏「ブラジル法における強制執行および権利実行手続」
- 18 年 10 月 12 日 第 1 回法政外国語研究会：松尾剛氏（法学部准教授）「フランス文学とファシズム：ドリュ・ラ・ロシエルの場合」
- 18 年 10 月 25 日 比較司法制度研究会：Philipp Wittmann 氏「Role and function of the German Federal Constitutional Court and the European Court of Human Rights in the system of appellate remedies in german civil procedure」
- 18 年 10 月 30 日 比較司法制度研究会：Peggy Ducoulombier 氏「The European Convention on Human Rights and French Constitutional law」
- 18 年 11 月 2 日 特別講演会：ヴェルナー・ケーラー氏・田邊隆一氏「日独経済の現在」
- 18 年 11 月 3 日 伊藤吉洋氏「株式売渡請求に係る売買価格決定の申立てをすることがで

- きる者の範囲（最決平成 29 年 8 月 30 日民集 71 巻 6 号 1000 頁）」、高橋慶親氏「仮想通貨まとめ～法律・会計・税務～」、藤嶋肇氏「取締役会の招集通知を欠き法令違反の瑕疵はあるが決議を有効とした事例」参考判例：東京地判平成 29 年 4 月 13 日金判 1535 号 56 頁
- 18 年 11 月 8 日 第 15 回最高裁研究会：蔡秀卿氏「台湾における司法および司法改革－違憲法令審査制度および行政訴訟制度を中心に－」
- 18 年 11 月 17 日 立命館土曜講座：佐藤渉氏「オーストラリア文学に描かれた日本人真珠貝ダイバー－ハーバートの短編「ミス・タナカ」とロメルルの戯曲『ミス・タナカ』」
- 18 年 11 月 28 日 比較司法制度研究会：Volker Rieble 氏「ドイツ民法ドグマにおける給付確定権 (Leistungsbestimmensrecht) と裁判官の裁量」
- 18 年 11 月 30 日 第 3 回民事法研究会：井原笙太氏「現代的問題から見る近代的所有権の限界－来るべき現代的所有権に向けた考察－」、大原祐太郎氏「責任無能力と判断された精神障害者の不法行為責任のゆくえ」、木村誠矢氏「独占禁止法と知的財産法の関係」
- 18 年 12 月 1 日 山田泰弘氏「会社の安全配慮義務違反と取締役の第三者責任」（水島郁子＝山下眞弘編『中小企業の法務と理論』（中央経済社、2018 年 11 月）収録）、吉澤卓哉氏『『そんぽ ADR センター』による紛争解決手続事例の検討』
- 18 年 12 月 8 日 立命館土曜講座：平野哲郎氏「医療過誤訴訟の課題」
- 18 年 12 月 11 日 第 2 回刑事法研究会：小松堯氏「子どもの貧困に起因する少年非行・犯罪への対応のあり方－子どもの成長発達を支える立場から－」、清水拓磨氏「自己負罪型司法取引の導入の可否－取引が生む処罰格差と適正手続の関係を中心に－」
- 18 年 12 月 11 日 税法研究会：矢田善久氏「改正国税通則法の意義と問題点－税務調査手続を中心に－」
- 18 年 12 月 11 日 第 4 回民事法研究会：中谷崇氏「ドイツ民法における遺言錯誤の取消」
- 18 年 12 月 13 日 第 16 回最高裁研究会：芦田淳氏「イタリアにおける憲法裁判所及び司法制度に関する近年の動向」
- 18 年 12 月 15 日 立命館土曜講座：松宮孝明氏「終末期医療と安楽死」
- 18 年 12 月 19 日 第 2 回公法研究会：嵯峨彰法氏「司法権の概念－事件性の要件を中心に－」、大宮浩氏「表現の自由と公人のプライバシー」
- 18 年 12 月 21 日 博士論文公聴会：渡辺千原氏「訴訟と専門知」
- 19 年 1 月 4 日 比較司法制度研究会：アンゲリカ・ヌスベルガー氏「欧州憲法アーキテクチャーにおけるドイツの州憲法裁判所の役割」
- 19 年 1 月 12 日 村上康司氏「不採算事業からの撤退判断と取締役の善管注意義務」（名古屋地判平成 29 年 2 月 10 日金融・商事判例 1525 号 50 頁）、村田敏一氏「年金支払開始日後の被保険者兼年金受取人の死亡と未払年金現価請求権の帰属」
- 19 年 1 月 23 日 博士論文公聴会：湊二郎氏「都市計画の裁判的統制－ドイツ行政裁判所による地区詳細計画の審査に関する研究」
- 19 年 1 月 31 日 博士論文公聴会：佐竹宏章氏「詐欺罪における構成要件的結果の意義及び判断方法」



立命館ロー・ニュースレター

第86号 (2019年2月)

編集：立命館大学法学会

ニュースレター編集委員会 (法学部研究委員会)

発行：立命館大学法学会

〒603-8577 京都市北区等持院北町 56-1

TEL：075-465-8177

FAX：075-465-8294

URL：[http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/
law/lex/newsletterindex.htm](http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/newsletterindex.htm)